

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年12月10日

水曜日

第5458号

目次

公 告	
○都市計画の変更	1
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	3
収用委員会公告	
○公示送達の公告	4

~~~~~

## 公 告

~~~~~

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月10日

富山県知事 新田八朗

1 都市計画の種類

次の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域	都市計画区域の範囲
富山南	富山市の行政区域の一部
福岡	高岡市の行政区域の一部
魚津	魚津市の行政区域の一部
氷見	氷見市の行政区域の全域
滑川	滑川市の行政区域の一部

黒部	黒部市の行政区域の一部
砺波	砺波市の行政区域の全域
小矢部	小矢部市の行政区域の全域
南砺	南砺市の行政区域の一部
上市	上市町の行政区域の一部
立山舟橋	舟橋村の行政区域の全域及び立山町の行政区域の一部
入善	入善町の行政区域の一部
朝日	朝日町の行政区域の一部

2 都市計画を変更した土地の区域

各都市計画区域の全域

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

都市計画の変更案	場所
富山南都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、富山市活力都市創造部都市計画課及び大沢野行政サービスセンター
福岡都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、高岡市都市創造部都市計画課及び福岡支所
魚津都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び魚津市産業建設部都市計画課
氷見都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び氷見市建設部都市計画課
滑川都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び滑川市建設部都市計画課
黒部都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び黒部市都市創造部都市計画課
砺波都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び砺波市建設水道部都市整備課
小矢部都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び小矢部市産業建設部都市建設課
南砺都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、南砺市ふるさと整備部道路整備課、城端市民センター、井波市民センター、福野市民センター及び井口市民センター
上市都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び上市町建設課

立山舟橋都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、立山町建設課及び舟橋村住民生活課
入善都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び入善町住まい・まちづくり課
朝日都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び朝日町建設課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年12月10日

富山県知事 新田八朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス諒訪野店 氷見市諒訪野 160番2 他

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品

4 新設の日 令和8年7月19日

5 店舗面積の合計 1,370m²

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側／52台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地東側／15台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側／36m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北西側／10.933m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時～午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側／2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出の日 令和7年11月18日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年12月10日から令和8年4月10日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

公示送達の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は富山県収用委員会事務局（富山県土木部管理課内）において保管してあるので、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和7年12月31日をもってその書類の送達があつたものとみなされます。

1 事件名

一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類

富山県収用委員会が令和7年12月4日付で発出した7富収第1号-6による審理の開催通知

3 送達を受けるべき者

令和7年12月10日

富山県報

第5458号 5

住所不明。ただし、最後の本籍地 北海道天塩郡天塩村字川口268番地の1

木田 玉子

令和7年12月10日

富山県収用委員会

会長 足立 政孝

6 令和7年12月10日

富山県報

第5458号

令和7年12月10日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
